人権に関する三つの法律をご存じですか?

人権三法とは?

平成28(2016)年、「人権三法」とよばれる差別を解消するための3つの法律が相次いで施行されました。

差別は人の心を傷つけるだけでなく、差別行為を見た人に新たな差別意識を植え付けるなど差別の助長につながる恐れもあり、決して許されるものではありません。それぞれの法律の趣旨を正しく理解し、差別をなくしていきましょう。

○障害者差別解消法

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律です。

この法律では、障がいがあることを理由に差別することを禁止しています。また、障がいのある人から「こんなことをしてほしい」と希望があったときには、状況に応じて配慮することが必要です。

障がいのある人もない人も、一緒に安心して暮らせる社会をつくりましょう。

○ヘイトスピーチ解消法

～本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律～

特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会や地域社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般にヘイトスピーチと呼ばれています。見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

民族や国籍等の違いを超え、お互いの人権を尊重し合う社会を築きましょう。

○部落差別解消推進法

～部落差別の解消推進に関する法律～

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なおこうした人々に対する差別的発言、差別的待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されません。

そのため、本法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネット上への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもとに、部落差別がない社会の実現を目指しています。

【人権相談はこちら】

https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

人権三法の趣旨を正しく理解し、差別のない社会の実現を目指しましょう!

町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。
「心温かい人々が暮らす、にぎやかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことが
まさに、"にぎやかそ"美波町まちづくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。

ウミガメ News Letter No.36

ウミガメと人の文化

日本各地でウミガメの調査を行っていると、様々なウミガメと人の関わりを見聞きすることがあります。それらは時代や地域毎に違いや変化そして共通点が有り、民俗学的な分野から見て興味深いテーマです。例えば、古代人の食生活を表す貝塚からは、しばしば人に食べられたウミガメの骨が見つかります。そして現在もなおウミガメを食べる習慣は日本の各地、特に産卵地では珍しい話ではありません。また、ウミガメは、海神の使いや海の恵みを象徴すると考える人の気持ちが儀礼として各地に残されています。代表的な例は「亀塚」もしくは「亀の墓」と呼ばれ、何らかの原因で死んでしまったウミガメを憐れむ、又は祟りを恐れて埋葬した事例が日本各地に見られます。そして、生きていればウミガメに酒などを振舞って海に帰したり、沖合で流木にウミガメがまとわり付いていると、その流木を大切な船の木材と交換して持ち帰り、これを「カメの枕木」などとして祀り、大漁を願うという話は各地の漁業関係の方々からよく聞きます。「亀卜(きぼく)」と呼ばれるウミガメの甲羅の骨に火の付いた木の棒を押し付け、ひびの入り方で物事の吉凶を占う儀式は、大陸から伝わり弥生時代には行われていました。現代では見聞きすることは少なくなりましたが、対馬市などで祭事として行われているほか、皇室の重要行事には亀卜の儀式が今なお残されています。タイマイという美しい甲羅を持つウミガメの鱗板を素材とする「鼈甲(べっこう)細工」も長い歴史を持つ工芸技術です。しかし、「鼈甲」とはスッポンの甲羅という意味で、本来は「玳瑁(たいまい)細工」なのです。これは江戸時代に幕府が贅沢を禁じた為、貴重な「玳瑁」ではなく、有り触れたスッポンの甲羅と偽った名残りとの事です。タイマイには迷惑な話ですが、その位、人気の工芸品だったのでしょう。現在、リニューアル中のカレッタでは、この様な「ウミガメと人の文化」に関する展示も準備しています。(館長:平手康市)

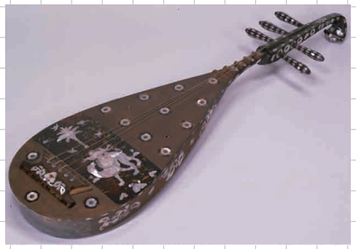

正倉院収蔵物:「螺鈿紫檀五弦琵琶(らでんしたんごげんのびわ)」は、聖武天皇(在位724年～749年)の愛用品で、玳瑁と夜光貝の螺鈿細工がふんだんに使用された貴重性だけでなく、世界でも唯一の現存する五弦琵琶として、また当時の大陸との文化交流を示す重要な収蔵物です。

うみがめについての質問をお送りください。
お答えします!
〒779-2304 徳島県海部郡美波町日和佐浦369 うみがめ博物館カレッタ「質問係」
応募フォーム

Question 星座のうみがめ座は何処にありますか?

Answer うみへび座はありますが、残念ながら、うみがめ座は見つけられませんでした。星座は時代や地域によって姿形、名前が変わります。いっそのこと、夜空がきれいな大浜海岸でうみがめ座を作ってみるのも面白いかもしれません。

みなみの海のいきもの図鑑(ずかん)

太平洋(たいへいよう)に面する美波町では多くの生き物たちが生息(せいそく)しています。このコーナーでは実際(じっさい)に撮影(さつえい)してきたリアルな写真と共にいろんな生き物たちをご紹介(しょうかい)します!

ウツボ

今回は海のギャング!ウツボです!

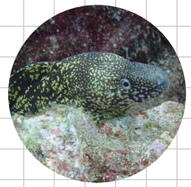

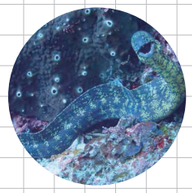

体長は1m前後。長い体に鋭く尖った歯が特徴です。体の表面はヌルヌルした粘液に覆われていて、陸上でも湿った状態であれば皮膚呼吸ができるので30分ほど生きていられるそうです。日中は、岩穴などにいて獲物を待ちぶせしていますが、夜になると活発にエサを求めて泳ぎ回ることもあります。また、自分より大きな生き物が近づくと口を大きく開けて威嚇することもありますが、攻撃などしなければ襲ってきません。危険生物としてよく取り上げられますが、意外と臆病なのかもしれません。一方で、迫力ある見た目からは想像がつかないかもしれませんが、ウツボは上品な白身で美味しい上にタンパク質やカルシウム、鉄分の他にコラーゲンなど栄養たっぷりの食材でもあります。徳島県南では冬の味覚として親しまれてきました。

まだ食べたことがない方がいれば、この冬にでも海のギャングを食べてみてはいかがでしょうか。(ダイバー:長楽美保)